

最低制限価格制度の改正について

1 最低制限価格の対象工事

競争入札に付するすべての土木等一般工事。

※ただし、総合評価方式による競争入札の場合を除く。

2 最低制限価格の算出方法

(1) 土木等一般工事

直接工事費の **100%** + 共通仮設費の **90%** + 現場管理費の **80%** + 一般管理費等の **70%** (各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下切捨) を合計) から千円未満を切り捨てた価格とする。

※平成26年4月より最低制限価格の上下限値は廃止

(2) 建設工事

平成25年4月より低入札価格調査の対象とするため、定めない。

3 積算内訳書の審査基準

- ① 直接経費 (直接工事費 + 共通仮設費) は設計金額の **75%** 以上であること。
- ② 各工種金額 (中項目 (レベル2)) は設計金額の **50%** 以上であること。
- ③ 共通仮設費積上分は設計金額の **50%** 以上であること。
- ④ 共通仮設費率計上分 (準備費・安全費等) は設計金額の **50%** 以上であること。
- ⑤ 管理費 (現場管理費 + 一般管理費) は設計金額の **30%** 以上であること。
- ⑥ 工事価格と入札金額は同一であること。また、中項目 (レベル2) 以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

※上記の審査基準をすべて満たしていること。満たしていない項目があれば失格。

4 最低制限価格の非公表

最低制限価格は平成23年1月より公表しておりません。なお、入札結果、積算内訳書は従来どおり契約締結後に公表します。開札から契約締結まで約1週間程度かかる場合もありますが、その間の電話等での問い合わせには応じることはできません。

5 その他留意事項

●最低制限価格の端数処理について

<p>① 【直接工事費の 100%】 +② 【共通仮設費の 90%】 +③ 【現場管理費の 80%】 +④ 【一般管理費等の 70%】</p> <p>① ~ ④・・・円未満切り捨て ⑤・・・ 千円未満切り捨て</p>	=	⑤ 【合計 (最低制限価格の税抜額)】 × 1.08 = 最低制限価格
---	---	---

●入札通知書に最低制限価格の設定の有無を示してありますので、確認のうえ入札に参加してください。

●最低制限価格の設定工事は、金額に係らず全て積算内訳書が必要となります。その場合は必ず入札書と一緒に内封筒へ入れてください。積算内訳書を提出しない入札、積算内訳書が外封筒へ入っている入札等は全て無効となりますので十分注意してください。

●建築工事については、平成25年4月より低入札価格調査の対象としたため、最低制限価格は設定しません。

●この取扱いは、平成29年4月1日以降入札公告または指名通知する工事より適用します。